## 主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人田代博之、同床井茂、同中村時子共同作成名義の控訴趣意書(被告人の控訴申立書を含む。)に、これに対する答弁は、検事作成名義の答弁書にそれぞれ記載してあるとおりであるから、いずれもこれを引用し、これに対して当裁判所は、つぎのように判断をする。

対して当裁判所は、つぎのように判断をする。 弁護人らの論旨は、本件捜索差押許可状の執行は違法なものであつたから、かりに被告人らが本件捜索差押を妨害したとしても正当防衛乃至過剰防衛に該当するものであると主張し、その根拠として、本件捜索差押に際し右許可状の呈示がなされなかつたとし、さらにかりに右呈示がなされたとしてもそれは極めて短時間、教育も十分でなく、日本字も読めないAに対してなされたもので適法な呈示とはいえないものであり、しかも本件捜索差押は然るべき立会人による立ち会いを欠如していたものであるといらので、これらの点につき検討する。

〈要旨〉まず、国税犯則取締法第二条による臨検、捜索差押許可状に基づいて当該 処分を執行するについて右許可状〈/要旨〉を処分を受ける者に対し示す必要がある かどうかについては、同法は刑事訴訟法第一一〇条(なお、同法第二二二条第一項)のような明文の規定を欠いているので、これを根拠とし、消極の見解をとる裁 判例(昭和二六年九月一〇日名古屋高等裁判所判決、高裁刑集四巻一三号一七八〇 頁、昭和二六年一〇月一八日仙台高等裁判所判決、高裁判決特報二二号八〇頁)が ないわけではないが、手続の公正を担保するため、刑事訴訟法の右各規定の趣旨を 推及し、右許可状は処分を受ける者に示すべきものと解するのが相当である(な お、関税法第一二五条参照)。そこで、この点に関する本件証拠を調べてみるに 原判決挙示の証拠中、裁判官作成の捜索差押許可状謄本二通、登記簿謄本二通及び 証人Bの証言に徴し、以下の事実を認定することができる。すなわち、東京国税局 査察部当局においては、かねがね原判示のCなる人物が代表取締役をしていたD有 限会社につき、同人の右役員在任期間中において法人税法違反の嫌疑ありとして内 偵中のところ、AはCの妻であり、しかもそれぞれ相手経営にかかる他の会社の監 査役の地位にあつたが、右両名が離婚したとの風評もあつたので、昭和四二年一 月四日東京国税局収税官吏大蔵事務官Eにおいて東京簡易裁判所裁判官に対し、 D有限会社の法人税法違反にかかる犯則事件につき、C、A両名に対し その居宅等に対する捜索並びに差押の許可状計二通の発付方請求し即日同裁判所裁 判官石毛平蔵から右各許可状の発付を受けたこと、そこで東京国税局査察部におい ては、同局国税査察官で統括官であるFが本件強制調査の主任となり、同じく同局 国税査察官で総括主査であるBが右各許可状を携行し、ほか数名の国税査察官とと もに、翌一五日午前七時半ころ、原判示のC方に赴いたこと、同時刻ころ同人方玄関において右BがAに対しCに対する許可状を示すとともに来意を告げCの在否を尋ねたところ、同女はCは不在であるが自分はAである旨答えたので、さらに同女に対する許可状を示したところ、同女から娘二人を通学のため家を立たせるまでのに対する許可状を示したところ、同女から娘二人を通学のため家を立たせるまでのに関いるがが終しいたの中に入ればれてもので、野宮村におりている。 時間の余裕が欲しいとの申し入れがあつたので、暫次執行を見合せることとし、 の間同家階下応接間(いわゆる水漕のある間)で待機したうえ、同日午前八時ころ から一同捜索、差押に着手したが、その後の右執行の過程においてA、その他の在 宅者(記録によると、右娘二人のほか、女中のG、Hが居たことが認められる。)が許可状の呈示がないこと等を理由として右捜索、差押を拒むような挙動に出るようなことはなかつたこと、その後同日午前一〇時近くになつて二人の男性(被告人 以外の者)の訪問があり、一旦辞去したが再度訪問の際、Aが右両名と話し合いを した後、右Bらに対し再度許可状の呈示方を要求したので同人において前記の、 通の許可状を手交したところ、同女は階下応接間(いわゆる水槽のある間)の暖炉 の上にこれを置き、長女、Hとともにこれを見たらえ、やっぱり両方あると述べた の工にこれを置き、長女、日とともにこれを見たらえ、やりはり両方のなど述べたことを認めることができ、右認定に反する原審証人Aの証言は事実経過の説明において具体性を欠く等措信するに足りない。ところで、所論は、Aは日本語を十分に読解する能力を有しなかつたというが、原審で取り調べられた同女にかかる外国人登録原票写しの記載によれば、同女の本邦入国は昭和元の大気にあり、右日証言、さ らには、同女自身の原審証言によつても同女は日本語の会話に不自由を感ずる者で なかつたことを窺うに足りるし、かりに日本語の読解力の点において欠けるところ があつたとすれば、許可状の呈示を受けた際、同女において係官に対しその読み聞 けを求めるべきであつたのであり、本件においてそのような要請がなされたとの、 措信するに足りる資料の存在しない以上、呈示者たる右Bらが右読み聞けの手続を

とらなかつたからといつて、そのことをもつて直ちに違法と断定することはできない、原判示が本件において再度の令状の呈示を要しないとする理由のない、原判示指摘の者らが立ち入りを禁止ざれた根拠規定として刑事訴訟法第一項を掲げたのは、国税犯則取締法第九条を引用すべかりしものではなった。)。以上説示したところがらすれば、本件許可状の呈示は適法、有効にいたと認めるのが相当である。なお、附言するに、かりに、本件の場合、なわいる処分を受ける者はCであつてAはこれに該当しないをあるいるに同立ると、一個のであるには、なりであったところ、同女が本件捜索、差押に法定の立が執行着手当時不可能であったところ、同女が本件捜索、差押に法定の合として立ち会つていることは後記のとおりであって、このとように処分を受ける者に対して立ち会っていることは後記のとおりであって、このとのといると解し得るので、右立会人に呈示不可能な場合には、立会人に呈示すれば足りると解し得るの問題を生ずるよいものというべきである。

結局、原判決が(弁護人の主張に対する判断)の項においてこの点に関し説示するところと当裁判所も見解を同じくするものであつて、本件許可状の呈示につき違法の点があつたとする論旨は理由がない。

つぎに、所論指摘の、本件許可状の執行に対する立ち会いの有無の点につき検討するに、前記B証言によれば同家女中であるG、Hのりとして本体にして、他にといる人としたことが明らかである。というだとは、本項にというであり、そうだとされば、もと、仮り国税犯則取みは、では、中国というでは、の書のというべく、の書のというべく、の書のというべく、の書のというべく、の書のというべく、これらの点並びに原判を受けるるに、での関係では、の書のというべく、これらの点がでは、「の世界でのでは、「の世界での関係では、「の世界での関係では、「の世界では、「の神界では、「の神

これを要するに、本件捜索差押許可状の執行には何ら違法の点は認められないので、これが違法であつたことを前提とする弁護人らの主張は前提を欠き採るを得ない。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 栗本一夫 判事 石田一郎 判事 藤井一雄)